

## 会員規程に係る休会に関する細則

協会会員が会員としての活動が著しく困難であり、会員規程（以下「本規程」という）第12条に基づき会員資格を一定期間停止したい旨の申し出を行なった場合において、休会に関する認定要件を次のとおり定める。

### （休会認定要件）

第1条 本規程第12条に基づき、次の項目のいずれかに該当する会員については、休会審査委員会に休会の申し出を行なうことができる。

- (1) 傷病により、会員としての活動が著しく困難な者
- (2) 海外転勤により、会員としての活動ができない者
- (3) 育児・介護等で、会員としての活動が著しく困難な者
- (4) 第1号ないし第3号に準ずるやむを得ない事情があると認められる者

### （休会中の権利及び免除）

第2条 休会が認められた会員は、以下の取扱いとする。

- (1) 休会中の会員に対しては、会費納入および資格登録更新要件を免除する。ただし、家族会員（親）が休会中の場合、家族会員（子）の会費は10,000円とする。
- (2) 休会中の会員は、本規程第2条に基づく権利と特典を有しない。
- (3) 休会中の会員は、登録料または入会金を支払うことなく会員に復帰することができる。

### （休会の期間）

第3条 休会の期間は1年以上5年以内とする。

2 休会期間が5年を超えた場合は自動退会扱いとする。

### （休会申請手続き）

第4条 本細則第1条に該当する会員は、申請書に必要事項を記載の上、以下の必要書類を添えて、休会審査委員会に申請することができる。

- (1) 傷病による入院・自宅療養その他の事情のため、講座・研修等に参加できないときは、医師の診断書を添えて申請する。
- (2) 海外勤務のため、講座・研修等に参加できないときは、勤務先の証明書を添えて申請する。
- (3) 育児・介護等の他、やむを得ない事情により講座・研修等に参加できないときは、参加できない理由を記載した書類を作成し申請する。

### （承認手続き）

第5条 休会審査委員会は、本細則に基づく決定を行った場合、当該会員に対し「休会承認（不承認）通知書」を送付するものとする。（様式2号）

(会員への復帰)

第6条 本細則第1条ないし第4条に該当し休会していた者が、会員に復帰をするときは、

「個人会員休会復帰届」を休会審査委員会に提出し、当該年度の会費を支払うことで、  
会員としての義務、権利および特典を得ることができるものとする。

(1)4月1日から9月末日までに復帰する場合 会費 10,000円

(2)10月1日から3月末日までに復帰する場合 会費 5,000円

(休会審査委員会)

第7条 休会審査委員会の委員定数は、3名以上5名以内とする。

2 休会審査委員会の委員は、執行理事会の決定に基づき、専務理事が任命する。

附則

1 この細則は、2017年4月1日から施行する。

2 この細則は、2017年9月12日から改定施行する。

〇〇〇〇年〇月〇日

休会審査委員会 御 中

住 所 〇〇県〇〇市〇〇、〇〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

会員番号 〇〇〇〇

休会申請書

私は、会員規程第 12 条に基づき、休会をお願いしたいので、下記のとおり申請します。

記

(1) 病気の場合

- ①入院・自宅療養等の期間 〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月  
②診断書 別添のとおり

(2) 海外転勤の場合

- ①勤務国（都市名） 〇〇〇〇国（〇〇〇〇市）  
②海外駐在予定期間 〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月  
③勤務先の証明書 別添のとおり

(3) その他やむを得ない事情の場合  
(具体的に)

〇〇〇〇年〇〇月〇日

〇〇〇〇 様

休会審査委員会 ㊟

休会申請承認・不承認決定通知書

〇〇月〇〇日をもって申請のあった休会について、承認・不承認と決定したので通知します  
(注)。

なお、病気の場合の「入院・自宅療養等の期間」、海外勤務の場合の「海外駐在予定期間」に変更があった場合、速やかに協会あて報告して下さい。

(注)「不承認」の場合、その理由(細則第〇条に該当しないため)を明らかにして通知するものとする。